

受刑者のための年金ガイド

実践編

はじめに

これまで年金は、保険料を25年以上納付していなかったともえませんでした。それが平成29年8月から10年に短縮されました。

国民年金の保険料を支払うのは、20歳から60歳までの40年間。そのうちの25年必要でしたので、未納の期間が長いために年金を受け取れない人がい

らっしゃいました。これが10年に短縮されたことにより、年金を受け取れるようになった方がたくさんいらっしゃいます。



- ・国民年金の保険料を免除された期間
- ・生活保護を受けていた期間
(保険料を免除された期間となります。)
- ・国民年金の保険料の一部を免除され、残りの部分を払った期間
- ・会社に勤めて、厚生年金に加入していた期間
- ・公務員共済や、私立学校共済組合に加入していた期間
- ・船員保険に加入していた期間
(昭和61年3月以前は、期間計算の優遇があります。)

以下は合算対象期間またはカラ期間と呼ばれます。年金の金額にはなりませんが、これらも含めて10年あればOKです。

カラ期間は、その当時、国民年金に加入していなくてもよかった期間です。

- ・昭和61年3月より前の、夫または妻が厚生年金に加入していた期間
- ・海外に住んでいた期間
- ・脱退手当金を受け取った期間
(昭和50年代の初めごろまで、特に女性は、退職時に厚生年金の保険料を払い戻しした方が多かったようです。)
- ・平成3年3月以前の、20歳以上で大学生だった期間

40年は大変だけれど、10年だったら何とかなるように思いませんか？50歳の方なら今から「国民年金の保険料の免除」を申請して認められれば、60歳までに10年の期間ができます。それよりも前に少しだけ会社勤めをして厚生年金に加入していた、あるいは国民年金の保険料を払っていた部分も、みんな老後の年金として受け取ることができます。

さらに、保険料の免除を受けた期間は、税金が投入されているため、10年間の免除は5年間の納付と同じ金額になります。つまりゼロではないということです。

なぜ刑務所で年金なのか

刑務所の中にいる間は「自分には関係ない」と思われるかもしれませんが、いつか社会復帰するのです。そのときに、いくらかでも老後の収入があった方が良いでしょう。保険料免除という制度があるということを知っていれば、手続きをして、老後に年金がもらえるようになるのです。施設の中ではどうしても情報が不足します。年金なんて先のことですから、なおさらのこと。

刑務所でも年金を受け取れます

20歳前に初診日がある障害基礎年金は、拘禁中は受け取れません。逆に言えば、それ以外の年金は拘禁中でも堂々と受け取れるということです。会社勤めをして厚生年金に加入していたり、国民年金の保険料を自分で納付してきたのですから、きちんと手続きをして、受け取るべきものは受け取りましょう。そのうえで、受け取ったお金を有意義に使っていただければと思います。



実際に刑務所で年金を受け取った方々のお金の使い道

- ・新聞の購読を始めた
- ・入れ歯を作った
- ・補聴器を買った
- ・お世話になっている人に送金した

受け取る年金の「時効」は5年です

もし、年金を受け取る手続きが遅れても、5年前の分まではさかのぼって受け取ることができます。

国民年金や厚生年金の保険料を払った期間や、免除の手続きをした期間などが合わせて10年あれば年金が受け取れるようになったのは平成29年(2017)年8月からです。

もらえる権利があるのに手続きをせずに放っておくと、2022年以降、時効でもらえなくなる金額が出てくるかもしれません。

2022年8月頃までに社会に出られる方は、それから手続きをしても間に合います。

基礎年金番号とは？

平成9年にできた制度です。

その前は、国民年金と厚生年金・船員保険とでそれぞれ別の番号を使っていました。

厚生年金は、会社が変わったときには前の会社で使っていた番号を新しい会社に伝えなければいけませんでした。ところがこの手続きがされていなかったため、会社を変わるたびに新しい番号で厚生年金に加入し、1人でたくさんの番号を持っている方がいます。

平成9年1月1日の時点で加入していた制度の番号が、その人の基礎年金番号になりました。

何年か前の「宙に浮いた年金」とか「消えた年金」と呼ばれたのは、これら基礎年金番号にならなかった、その他の番号の年金記録です。まだまだたくさん残っています。

年金手帳とは

平成9年1月以降に20歳になった方や、年金手帳の再発行をした方は、青色の年金手帳をお持ちのことと思います。

それ以前の方の年金手帳の表紙はオレンジ色です。

「社会保険庁」と書かれているものや「日本年金機構」と書かれているものがありますが、どれも同じです。もしかしたら深緑色や黄土色の国民年金手帳をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。



オレンジ色の年金手帳には、国民年金・厚生年金・船員保険それぞれの番号を記入するページがあります。この方たちには平成9年1月1日現在で、「今後、この番号があなたの基礎年金番号になります」という意味の「基礎年金番号通知書」が貼ってあるものと思います。(確か、送られてきたものを自分で貼ったと思います。)

年金手帳の中のいろいろ記入するページに、何も書かれていなくても大丈夫です。番号さえわかればデータはあります。

手帳ではないけれど、厚生年金保険被保険者証や、厚生年金基金加入員証がはさまれていることもあります。これらも年金を受け取る手続きのときに必要になりますので、大切に保管してください。

年金手帳をなくしてしまった方は、できるだけ早く再発行をしておいてください。他のものと組み合わせて、本人確認の証明に使えることもあります。

今の状況を調べます

60歳以上の方も、60歳前の方も、自分の年金記録がどのようなになっているか、調べてみてください。

年金事務所から年金記録を取り寄せます。

- ・氏名・生年月日・基礎年金番号を知らせてください。
- ・結婚などで名前が変わった方は、今までのすべての名前
- ・勤め先などで名前や生年月日を間違えられたことがある場合は、その間違えられた名前や生年月日

用紙は、普通の便せんで構いません。「年金記録を送ってください」と頼むとき

に、上記のような自分の経歴をいっしょに書いて送ると良いでしょう。
もしかしたら、基礎年金番号以外で管理されている記録があるかもしれません。

実際にあった例

- ・ある会社の厚生年金記録で、生年月日が2カ月違っていたため、別人にされていた
(なぜ違っていたかは、わかっていません。)
- ・紙に手書きされていた生年月日が、すり切れたり、書いた人の字がまぎらわしかったりして7と9が違っていた
- ・入社するときに年齢制限があったため、自分で年齢をごまかして入社した

いつごろ、どういう名前の会社に勤めていたか、その会社の所在地(都道府県)を紙に書きだしてみてください。

働いていた「場所」ではなく、雇われていた「会社名」です。小さな会社が大きな会社の倉庫などで作業をすることがあります。この場合は、雇って給料を払っているのは「小さな方の会社」になります。

60歳前の方へ

毎年、誕生日の月に「ねんきん定期便」が送られています。送り先は、住民票の住所ですが、郵便物が届かなくて返送されますと、そのままでは二度と発送されません。

年金事務所から年金記録を取り寄せるとき、いっしょに「今後、すべての書類はこの住所に送ってください」と、刑務所の住所を登録する手続きをしてください。(年金事務所によって方法が違っていているようです。)

刑務所の住所を、住民票としていない方は、このような手続きをすることにより、住所が変わるたびに年金事務所に届出が必要になります。別の刑務所に移ったとき、出所したときは必ず新しい住所を届け出てください。



特に出所したときは住民票の住所を決めたら、その後は住民票の住所に連動するよう(年金事務所に住所変更を届け出なくても、住民票の住所だけ変更すれば自動的に変わる)にしてもらってください。

国民年金保険料の免除を申請する

60歳を過ぎた期間は、そもそも国民年金の保険料を払う義務がありませんので、免除ありません。保険料を払わずに、年金を受け取れるために必要な期間を得ることができるのは、60歳までに限られます。

刑務所を住民票の住所としている人も、していない人も、刑務所の住所で免除申請ができます。「在所証明」が必要なことがあります。

免除申請は2年前の分までさかのぼれますので、61歳の方は、ぎりぎり59歳の期間の免除を申請することができます。

税務申告・所得の証明は必要ありません。

10年間、国民年金の保険料免除で、受け取れる金額

国民年金は老後に受け取るときには、「老齢基礎年金」という名前になります。

20歳から60歳までの40年間、1回もサボらずに保険料を納付した人の老齢基礎年金の金額「満額」は、2019年度の金額でおよそ78万円です。

「年金」ですから、これは1年分の金額。1ヵ月あたり6万5千円です。多いですか？少ないですか？

40年間、1回もサボらずに納付しても、これだけでは生活していけない金額です。

でも、ゼロよりはマシだし、生きている間はずっともらえます。

それでは免除だけで10年間の人の「老齢基礎年金」の金額はどれほどでしょうか。

年額で9万7千5百円、1ヵ月に直すと8千円とちょっとです。食費だけで1週間分ほどでしょうか。これだけでは家賃も払えなければ下着も買えません。でも、保険料1円も払わずに毎月8千円もらえる制度は、国民年金の他にはありません。

もちろん、10年以上の期間があればそれなりに金額は増えますので、刑務所に入る前や、社会復帰した後に保険料を払った期間があれば、やはり受け取れ

る金額は増えていきます。

最低限10年の期間がなければ1円も受け取れないということ。

それと、免除だけで10年あれば、1円も払わなくても1ヵ月8千円を一生涯受け取れるということを忘れないで下さい。

60歳を過ぎた方へ

2019年度・2020年度の国民年金保険料は、1ヵ月分がおよそ1万6千5百円です。60歳を過ぎた方には保険料免除の制度が使えませんので、たとえば10年にあとわずか何ヵ月か足りない方は、「任意加入」をして保険料を支払い、期間を10年にすれば年金を受け取れるようにすることができます。任意加入は69歳11ヵ月まで可能です。

それでも10年に手が届かない方

年金加入記録の中に「厚生年金基金加入期間」だとか、(基金)という文字がありませんか？老齢基礎年金がもらえなくても、この基金の部分だけ受け取れることがあります。

10年あれば年金がもらえるようになりました、と手続きをした方で、実は基金の部分だけは60歳からもらえていた方がいらっしゃいました。時効のないお金だったため、さかのぼって11年分以上がまとめて入金されました。

日本年金機構へ年金請求書を出す

国民年金・厚生年金の加入だけで10年の期間が確認できる方で、刑務所の住所が登録されている方は、年金を受け取れる年齢になると自動的に「年金請求書」が送られてきます。

刑務所の住所(「居所きょしょ」と言います。)が登録されていない方のところへは郵便物は届きませんので、年金請求書の用紙を取り寄せます。

そのほかに必要なものは、

- ①印鑑
- ②預金口座
- ③住民票
- ④委任状 (手続きをマザーハウスや他の支援者に依頼する場合)

などです。

印鑑がない方、珍しい苗字以外なら100円ショップで買うことができます。年金は、原則として預金口座での受け取りとなります。

日本年金機構から支払われる年金、短い期間加入した厚生年金基金からの年金は、郵便局の窓口で現金を受け取ることができます。これらは支払われるつど、通知書が郵送されますので、委任状欄に記名・押印して代わりに誰かに郵便局に行ってもらうことになります。

日本年金機構からの年金は、2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれ2ヵ月分ずつ支払われます。厚生年金基金は金額により、年に1回だけの場合もあります。

預金口座に年金が振り込まれる場合でも、現金を受け取るためには、どなたか支援者の方にキャッシュカードを預けたり、通帳と印鑑を預けて引き出してもらいます。それを現金書留で刑務所あてに送ってもらうのですが、いずれの場合でも最低限、現金書留の封筒代と切手代は受刑者の方に負担いただいているようです。

なお、公務員共済から支払われる年金は預金口座での受け取りのみとなり、現金での受け取りができません。つまり預金口座を持っていないと受け取ることができないのが現状です。

单身の方で、基礎年金番号とマイナンバーが結びついている方は、住民票がいらなことがあります。ほとんどの方の基礎年金番号はマイナンバーと結びついているようです。

住民票は郵送で取ることができます。その際、本人であることがわかるものと、住民票発行手数料を送ります。本人であることがわかるものは、運転免許証など写真付きのものなら1枚、それ以外では2枚の組み合わせになります。

市町村によっては、「年金用」として住民票や戸籍謄本を無料でとることができます。どうしても住民票がとれない方は、在所証明書で代用できないか、年金事務所にご相談ください。また、弁護士や社会保険労務士は職務上の理由で、皆さんの代わりに住民票をとることができます。



年金は、現金書留で送ってもらえない

外国に住んでいても、海外送金で年金を受け取ることができます。それなのに日本国内の刑務所に現金書留では送ってもらえないのです。厚生労働省に問い合わせたことがあります。誰が現金書留の封筒に現金を詰めるのか、とか、刑務所の職員が横領するかもなどと、取り合ってもらえませんでした。つまり預金口座への振込なら、その後のことは責任を負わなくてもよいというように考えられます。

新しく預金口座を作ることは難しい

今、新しく預金口座を作ることが難しくなっています。犯罪に利用されることを防ぐため、本人確認が厳格に行われています。インターネット銀行は店舗を持たず、すべての手続きがパソコンで自宅ですることができますが、こちらもキャッシュカードの受取は「本人限定郵便」で、必ず本人が郵便局に出向いて受け取るシステムです。

これまでの犯罪歴にもよりますが、郵便局の口座を弁護士が代理人となることができ場合があります。公務員共済の年金がある方のほか、郵便局の口座なら社会復帰後もどこに住むことになっても、引き続き使えます。

企業年金連合会の年金の請求

短い期間加入した厚生年金基金は、企業年金連合会というところで管理しています。こちらは10年の期間がなくても年金を受け取れます。年金記録を確認していただき、「基金」という文字を発見したらラッキーです。

日本年金機構とは別に手続きをします。

必要なものは、企業年金連合会専用の請求書のほか、

①住民票または戸籍謄本

マイナンバーが書かれていないもの、
発行から6ヵ月以内のもの

②基礎年金番号がわかるもの

年金事務所から送ってもらった記録照会回答票などです。

預金口座をお持ちでない場合は、銀行名を記入するところに「現金払い」と書いてください。「現金払い」といっても、実際に現金で支払ってくれるのでは

なく、「郵便振替払出証書」が送られてきて、郵便局の窓口で換金しなければなりません。こちらも現金化するためには、払出証書が送られてきたつど「委任状」欄に名前を書き、印鑑を押して、どなたかに郵便局に行ってもらうことになります。

社会復帰したら、すぐにやってほしいこと

- ・住所を決める
- ・住民登録をする。
- ・生活保護についても相談しましょう。
※年金を受け取っている場合、生活保護の金額は、年金の金額を引いた金額になります。
年金を受け取っていることを正しく申請し、役所を味方につけましょう。
- ・銀行または郵便局で通帳をつくる
- ・年金事務所へ行き、新しい住所、年金受取口座の変更をする
※通帳を作れない方は、送金を受け取る郵便局を変更する
- ・年金事務所で「年金生活者支援給付金」の請求をする
※刑事施設にいる間は支給が止められています。さかのぼりはありませんので、出所したらすぐに申請してください。
- ・国民健康保険料などの納付書を受け取ったら、必ず役所に相談して下さい。
払えないからといって、そのままにしないこと。
相談すれば納付書を小さい金額に分けてくれたり、金額そのものを減らしてくれたりすることがあります。相談せずに放っておくと、延滞金がついて金額が大きくなったり、差し押さえされたりすることがあります。
相談は、納付期限の前に行ってください。



刑務所を住民票の住所とすること

刑務所を住民票の住所として登録することができます。住民票の住所は、年金事務所とつながっていますので、年金関係のお知らせがきちんと届くようになります。住民票を移すためには、前に住んでいた市区町村役所に「転出届」を出し、「転出証明書」

を発行してもらいます。新しい市区町村に「転入届」を出すためには、この前に住んでいたところの「転出証明書」が必要です。

これらの手続きは郵送でもできますが、一部の自治体で、郵送や代理人の手続きができないところがあるようです。

また、住民票があれば国民健康保険証も発行されるはずですが(実際に健康保険としては使えませんが)、こちらも刑務所の方には発行しない自治体がありました。収容前からそこに住所がある方には発行しているが、収容後に他から住所を移した方には新しく健康保険証は発行しないとのことでした。

健康保険証があれば、本人確認の証明に使えます。住民票をとるときや、郵便局で高額のお金を受け取るときなどに本人確認書類が必要です。

委任状

本人の代わりに年金の加入記録・納付状況のデータを出してもらうためには、委任状が必要です。今回、委任状の用紙を一緒に送ります。

この用紙は調査のほか、実際に年金を請求するときにも使えます。

右上の「委任日」は必ず記入、印鑑も押してください。

(注)の上、交付方法は A.受任者に交付を希望する に○印をつけてください。こちらで受け取った「加入期間」などに、解説をつけてお送りすることができます。

まだまだ皆さんのご協力が必要です

刑務所の中での年金受け取りが実現する事例が、ゆっくりですが増えてきました。受刑者の方々がこんなことに不自由しているということに、日本年金機構も、市区町村役場も、気が付いていません。待っていてもダメなのです。

住所の変更にしても、年金事務所は「どこの年金事務所でも同じ方法か、わかりません」と言ったり、住民票の取り方、転出届の郵送や代理人による届け出など、全国で統一されていません。

ご自身で手続きをしてみて、または年金事務所に手紙を出してみて、対応に満足がいけないときは、ぜひ、マザーハウスにお知らせください。すべての問題をすぐに解決することは困難ですが、複数人の方々から同じ問題が寄せられれば、それは明確な「すぐに解決すべき問題」となります。

刑務所の中からではわからないことがたくさんあると思います。逆に、刑務所

の外からではわからないことは、もっとたくさんあります。
こんなことに困っている、というお手紙をお待ちしています。

あきらめないで

60歳以上の方で、とても10年に届かない方、厚生年金「基金」はありませんか？

働いていたはずの会社は、ぜんぶ記録に残っていますか？

少しでも「あれ？」と思うことがあれば、ぜひマザーハウスにご相談ください。
相談は無料です。手紙のやりとりでは時間がかかるかもしれませんが、個別に対話形式でお答えしていきます。

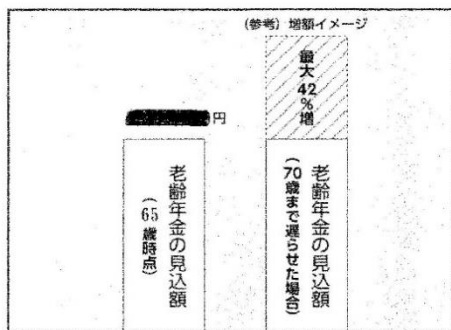
60歳以下の方で、今から頑張っても10年に届きそうにない方。「障害年金」というものがあります。65歳以降の障害には対応しませんが、いつ、何が起こるかわかりません。必ず国民年金保険料の免除申請はしておいてください。

50歳以上の方のねんきん定期便(ハガキ)です

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号
264 436	*****	*****

※お問い合わせの際は、
照会番号をお知らせください。

- ①年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。
②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)



お客様へのお知らせ

60歳以上65歳未満の方の「2. 老齢年金の種類と見込額」は、この「ねんきん定期便」の作成日時点の年金加入実績に基づき計算しています。

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年月 (和暦)	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	厚生年金保険	
		加入区分	標準報酬月額・標準賞与額 (千円)
30年 6月	3/4 免除		
30年 7月	納付済		
30年 8月	3/4 免除		
30年 9月	3/4 免除		
30年10月	3/4 免除		
30年11月	3/4 免除		
30年12月	3/4 免除		
31年 1月	3/4 免除		
31年 2月	3/4 免除		
31年 3月	3/4 免除		
31年 4月	3/4 免除		
元年 5月	3/4 免除		
元年 6月	3/4 免除		

ここに「未納」があれば、
急いで免除申請書を出しましょう!

1. これまでの保険料納付額 (累計額)

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料 (被保険者負担額)	円
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	0円
私学共済厚生年金期間	0円
(1) と (2) の合計	円

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金 (a)		船員保険 (c)		年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)	国民年金 計 (未納月数を除く)	船員保険 計			
145月	0月	145月	0月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計	484月	0月	484月
339月	0月	0月	339月			

3. 老齢年金の種類と見込額 (年額) (現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)

受給開始年齢	**歳~	61歳~	65歳~
(1) 基礎年金	50歳以上の方で、ここに金額が出ていない方は、年金がもらえるか、確認できない方です。	老齢基礎年金	円
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分) ****円 (定額部分) ****円	(報酬比例部分) ****円 (定額部分) ****円	(報酬比例部分) ****円 (定額部分) ****円
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分) ****円 (定額部分) ****円	(報酬比例部分) ****円 (定額部分) ****円	(報酬比例部分) ****円 (定額部分) ****円
私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分) ****円 (定額部分) ****円	(報酬比例部分) ****円 (定額部分) ****円	(報酬比例部分) ****円 (定額部分) ****円
(1) と (2) の合計	****円	****円	****円

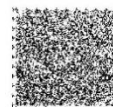
※年金見込額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。

「ねんきん定期便」の見方は、定期便 通知書の見方

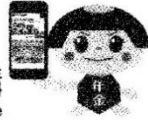
お客様のアクセスキー

※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3カ月です。

右のマークは
目の不自由な
方のための
音声コードです。



ねんきん太郎



構
vice

西3丁目5番24号

ます。
ください。

の生活設計 せんか?

金見込額の試算

ど
フォンで利用でき
ご活用下さい。

一]等を入力いた
登録下さい。

載されています。

検索

ロードで

います。

ことがあります。

私学共済厚生年金期間
(私立学校の教職員)

るお問い合わせは

55

場合は 03-6700-1144

午後7:00

午後5:15

午後4:00

用いただけません、

7:00まで。

19102111#0094658

1904 1024 010

免除申請書の見本です

申請期間は、①平成29年度 ②平成30年度 ③令和元年度の3枚
提出してください。

届書コード	処理区分	届書	国民年金保険料免除・納付猶予申請書							
635	1 01 免除	634								
634	3 01 免除									
日本年金機構理事長 あて 令和元年11月X日 以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。 この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。 〒XXXX-XXXX 住所： 住所 名前 被保険者氏名： ⑧ （被保険者本人が自署した場合は押印は不要です）			市区町村	日本年金機構						
基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」に左詰めで記入してください。										
A. 基本情報	① 個人番号（または基礎年金番号）	XXXXXXXXXX		② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他					
	③ 被保険者氏名	フリガナ 名前		④ 被保険者生年月日	⑤ 昭和 7. 平成 XXXX.XX.XX					
	⑤ 配偶者氏名	フリガナ		⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成					
	⑦ 世帯主氏名	フリガナ		※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。						
	⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。								
B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。								
	⑩ 申請期間	平成 令和 元 年度分		⑪ 税申告の有無（⑩の年度）	被保険者：1. あり ⑫ なし 3. 不明 配偶者：1. あり 2. なし 3. 不明 世帯主：1. あり 2. なし 3. 不明					
	⑫ 前年所得（⑩の前年）	被保険者：1. なし 2. あり（57万円以下） 3. あり（57万円超） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし） 配偶者：1. なし 2. あり（57万円以下） 3. あり（57万円超） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし） 世帯主：1. なし 2. あり（57万円以下） 3. あり（57万円超） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし）								
	⑬ 特例認定区分（通付書類要確認）	被保険者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ） 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ） 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ）								
	⑭ 継続希望区分	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。（はいいいえ） 2. 1で「はい」と回答した方に伺います。納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望しますか。（はいいいえ）								
⑮ 備考										
※ ⑫欄は「所得の申立書」として取り扱います。必ず記入してください。										
職員記入欄	申請年月日	審査結果	審査区分	申請年度	承認期間（始期）	承認期間（終期）	法免消滅年月日	特例区分	継続区分	送信
			全額 4分の3 半額 4分の1 猶予							

1905 1016 012

年金請求書の1ページ目の見本です

様式第101号

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

- 年金を受ける方が記入する箇所は (黄色) の部分です。
- 黒インクのボールペンで記入してください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。
- 代理人の方が提出する場合は、年金を受ける方が13ページにある委任状をご記入ください。

届書コード
7 1 1 届書

二次元コード

8

市区町村

実施機関等

受付年月日

受付年月日

1. ご本人(年金を受ける方)について、太枠内をご記入ください。

23 郵便番号			
フリガナ			
24 住所	市区町村 建物名		
フリガナ			性別
21 氏名	(氏)	(名)	1. 男 2. 女

※ご本人が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

社会保険労務士の提出代行者印

印

1 個人番号* (または基礎年金番号)				2 生年月日	大正 昭和	年	月	日
電話番号1	— —			電話番号2	— —			

※個人番号(マイナンバー)については、14ページをご確認ください。
※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

※日中に連絡が取れる電話番号(携帯可)をご記入ください。
※予備の電話番号(携帯可)があればご記入ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

25 受取機関	フリガナ	
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行(郵便局)	口座名義人 氏名	(氏) (名)

年金送金先	26 金融機関コード	28 支店コード	(フリガナ)	銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所	29 預金 種別	30 口座番号(左詰めでご記入)
							1普通 2当座	
	30 貯金通帳の口座番号							金融機関またはゆうちょ銀行の証明 ※ 1ページの氏名フリガナと、口座名義人の氏名フリガナが 同じであることを確認してください。 印
	記号(左詰めでご記入)			番号(右詰めでご記入)				

27

支払局コード 0 1 0 1 6 0

※通帳等の写し(金融機関名、支店名、
口座名義人氏名フリガナ、口座番号の
面)を添付する場合、証明は不要です。

1906 1018 077 101

1

年金証書の見本です

母から借りてきましたので、少し古いものです。

上の方の一部分だけ載せましたが、実物はこのページと同じ大きさです。

右下に「社会保険庁長官」とあるところは、現在では「厚生労働大臣」となっています。

年金請求書を出したあと、この年金証書が届いたら、手続きが終わっていますので、あとは入金を待つばかりです。

この証書は本人確認の証明に使えたり、後日、いろいろな手続きのときに必要になりますので、大切に保管してください。

国民年金・厚生年金保険年金証書				再交付
年金の種類	老 齢	基礎年金番号	年金コード	1150
受給権者の氏名				
受給権者の生年月日	昭和	年	月	日
受給権を取得した年月	平成	年	月	
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による 保険給付を行うことに決定したことを証します。 平成 21 年 9 月 11 日				
				社会保険庁長官

国民年金・厚生年金保険年金証書の送付について
さきに、あなたにより申請等のあった年金証書を送付します。なお、年金額等の内訳は次のとおりです。

年金の種類	支給開始年月	基 本 額 (円)	加 給 年 金 額 または加算額 (円)	繰下げによる 加 算 額 (円)	繰上げによる 減 算 額 (円)	支給停止額 (円)	年 金 額 (円)

受刑者のための年金ガイド “実践編”

発行日 2019年11月1日

発行者 特定非営利活動法人マザーハウス 理事長 五十嵐弘

協力 社会保険労務士 山本三智子

この冊子は、LASH JAPAN チャリティバンクの助成金で作成しました。